



TAKASAGO

# 高砂市 議会だより

発行  
高砂市議会

〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1-1-1

TEL(079) 442-2101内(4330)

(079) 443-9051 (直通)

編集:市議会だより編集委員会

第**137**号

2006年(平成18年)5月



- ② ページ  
3月定例会のあらまし  
記名投票結果  
3月定例会の日程表
- ③ ページ  
議案概要
- ④ ～⑦ ページ  
代表質問
- ⑧ ページ  
議会からのお知らせ
- ⑨ ページ  
平成16年度決算認定について
- ⑩ ～⑪ ページ  
決算特別委員会報告書(抜粋)
- ⑫ ページ  
意見書・人事案件



主な内容

2006年  
**3月**  
定例会

# 3月定例会のあらまし

3月定例会市議会は平成18年2月24日から3月30日まで、2回の会期延長を行い、35日間にわたって開催しました。

3月定例会市議会は、17年度の総まとめであり、同時に18年度に向けての市長の方針が示され、18年度の各会計予算や市の制度などについての条例案が提案されるなど、最も重要で、最もボリュームの大きい議会です。

2月24日に開会し、市長の施政方針並びに提案理由の説明があり、その後平成16年度会計の決算認定に関して決算特別委員会委員長から継続審査をしたい旨の中間報告がありました。それに対し本議会は今会期中に結論を出すべきであるとの意思を示したため、決算特別委員会はさらに3日間委員会を開催し、最終日に報告を行いました。(結果及び報告書については別掲)

まず平成17年度関係の議案及び予算の審議を行い、その後市長の施政方針に対する各会派を代表した代表質問を行い、平成18年度関係の議案及び予算を審議しました。

平成17年度関係では市営住宅の修繕費未払いに関して工事施工業者との和解による損害賠償の議案を提案しましたが、議員からその内容について質問が相次ぎ、内容を精査するため市長は一旦提案を撤回しました。なお、この議案については最終日に再度提案され、記名投票により可決しました。(記名投票結果は別掲)

平成18年度関係では議員、市長、助役、教育長、一般職員の人件費についての条例、福祉等法改正による条例、国民保護法に基づく条例、高砂市の休日に関する条例等及び一般会計をはじめとする各会計の予算が提案されました。

本会議での代表質問や議案質疑、委員会ではさらに深い議論を行いました。最終日には提案された議案に対し、市民の代表としての判断を行い全議案を可決しました。

## 記名投票結果

### ●平成18年度高砂市一般会計予算

#### 賛成者多数により可決

賛成者 19人

船田 昭信	福元 昇	横山 義夫
橋本 芳和	八田美津子	砂川 辰義
近藤 清隆	北畑 徹也	沢野 博
西野 勝	秋田さとみ	北 元次郎
宮本 幸弘	生嶋 洋一	池本 晃
萬山 忠彦	木村 巍	坂牛 八州
岡本 勝弘		

反対者 8人

小松美紀江	松本 均	今竹 大祐
中須 多門	入江 正人	北野誠一郎
鈴木 利信	井奥 雅樹	

### ●損害賠償の額を定めることについて

(市営住宅の修繕費未払い)

#### 賛成者多数により可決

賛成者 20人

船田 昭信	福元 昇	横山 義夫
橋本 芳和	八田美津子	砂川 辰義
中須 多門	近藤 清隆	北畑 徹也
沢野 博	西野 勝	秋田さとみ
北 元次郎	宮本 幸弘	生嶋 洋一
池本 晃	萬山 忠彦	木村 巍
坂牛 八州	岡本 勝弘	

反対者 7人

小松美紀江	松本 均	今竹 大祐
入江 正人	北野誠一郎	鈴木 利信
井奥 雅樹		

## 平成18年3月定例会市議会日程表

会期 2月24日(金)～3月30日(木) 35日間

日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月
25	2	日	土	26	2	日	土	27	2	日	土	28	2	日	土	29	2	日	土
26	2	日	土	27	2	日	土	28	2	日	土	29	2	日	土	30	2	日	土
27	2	日	土	28	2	日	土	29	2	日	土	30	2	日	土	1	3	日	日
28	2	日	土	29	2	日	土	30	2	日	土	1	3	日	日	2	3	日	日
29	2	日	土	30	2	日	土	1	3	日	日	2	3	日	日	3	3	日	日
30	2	日	土	1	3	日	日	2	3	日	日	3	3	日	日	4	3	日	日
24	2	日	金	25	2	日	土	26	2	日	土	27	2	日	土	28	2	日	土
25	2	日	土	26	2	日	土	27	2	日	土	28	2	日	土	29	2	日	土
26	2	日	土	27	2	日	土	28	2	日	土	29	2	日	土	30	2	日	土
27	2	日	土	28	2	日	土	29	2	日	土	30	2	日	土	1	3	日	日
28	2	日	土	29	2	日	土	30	2	日	土	1	3	日	日	2	3	日	日
29	2	日	土	30	2	日	土	1	3	日	日	2	3	日	日	3	3	日	日
30	2	日	土	1	3	日	日	2	3	日	日	3	3	日	日	4	3	日	日
1	3	日	日	2	3	日	日	3	3	日	日	4	3	日	日	5	3	日	日
2	3	日	日	3	3	日	日	4	3	日	日	5	3	日	日	6	3	日	日
3	3	日	日	4	3	日	日	5	3	日	日	6	3	日	日	7	3	日	日
4	3	日	日	5	3	日	日	6	3	日	日	7	3	日	日	8	3	日	日
5	3	日	日	6	3	日	日	7	3	日	日	8	3	日	日	9	3	日	日
6	3	日	日	7	3	日	日	8	3	日	日	9	3	日	日	10	3	日	日
7	3	日	日	8	3	日	日	9	3	日	日	10	3	日	日	11	3	日	日
8	3	日	日	9	3	日	日	10	3	日	日	11	3	日	日	12	3	日	日
9	3	日	日	10	3	日	日	11	3	日	日	12	3	日	日	13	3	日	日
10	3	日	日	11	3	日	日	12	3	日	日	13	3	日	日	14	3	日	日
11	3	日	日	12	3	日	日	13	3	日	日	14	3	日	日	15	3	日	日
12	3	日	日	13	3	日	日	14	3	日	日	15	3	日	日				

開会、市長の施政方針並びに提案理由の説明

休会

休会

休会

休会

休会

休会

休会

休会

休会

休会

休会

休会

休会

休会

休会

休会

休会

休会

休会

休会

休会

休会

休会

休会

休会

休会

休会

休会

休会

休会

休会

休会

## 議案概要

## 可決した条例

- 高砂市立斎場及び葬祭事業に関する条例の一部を改正する条例
- 議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 高砂市議会委員会条例の一部を改正する条例
- 高砂市議会会議規則の一部を改正する規則
- 高砂市国民保護協議会条例
- 高砂市国民保護対策本部及び高砂市緊急対処事態対策本部条例
- 高砂市災害対策本部条例の一部を改正する条例
- 市町の合併に伴う関係条例の整理に関する条例
- 高砂市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例
- 特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例
- 高砂市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 高砂市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 高砂市自立支援給付等審査会の委員の定数等を定める条例
- 高砂市子育て支援センター条例
- 高砂市土地改良事業分担金徴収条例
- 高砂市市営住宅条例の一部を改正する条例
- 高砂市消防手数料条例の一部を改正する条例
- 高砂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 高砂市企業職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 高砂市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 高砂市介護保険条例の一部を改正する条例
- 高砂市医療費助成条例の一部を改正する条例
- 高砂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 高砂市民病院使用条例の一部を改正する条例
- 高砂市市税条例の一部を改正する条例
- 新築の住宅等に対して課する固定資産税軽減に関する条例の一部を改正する条例

## 可決した予算(平成18年度)

- 平成18年度高砂市一般会計予算
- 平成18年度高砂市国民健康保険事業特別会計予算
- 平成18年度高砂市下水道事業特別会計予算
- 平成18年度高砂市老人保健医療事業特別会計予算
- 平成18年度高砂市介護保険事業特別会計予算
- 平成18年度高砂市水道事業会計予算
- 平成18年度高砂市工業用水道事業会計予算
- 平成18年度高砂市病院事業会計予算

## 主要な新規事業(平成18年度予算)

- 防災ネットたかさごの整備
- 高砂市国民保護計画の作成
- のじぎく兵庫国体実行委員会補助

- 地域福祉計画策定
- 不審者対策用品の購入
- 指定管理者制度の導入
- 児童手当の拡充
- 子育て支援センター運営管理
- ファミリーサポートセンターの開設準備
- 障害者自立支援事業
- 洪水ハザードマップ策定準備
- 緊急情報伝達指令システム整備工事
- 自動体外式除細動器設置
- 幼稚園の2年保育全園実施
- 文化財発掘調査及び保存活用整備
- 市議会会議録のインターネット公開

## 可決したその他の議案

- 財産の減額譲渡
- 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更
- 市道路線の認定
- 市道路線の変更
- 市道路線の廃止
- 清掃業務の一部を委託するにつき同意を求めること
- 高砂市、加古川市水質観測車による水質調査事務の事務委託に関する規約の廃止
- 損害賠償の額を定めることについて
- 損害賠償の額を定めることについて
- 固定資産評価審査委員会委員を選任するにつき同意を求めること
- 教育委員会委員を任命するにつき同意を求めること

## 請願・陳情

- JR宝殿駅のバリアフリー化を早期に実現して下さい。  
JR宝殿駅にエレベーター・エスカレーター設置を早期に実現して下さい。採 択
- 年金生活者、高齢者の負担増に救済制度を求める  
請願 1 採 択
- 年金生活者、高齢者の負担増に救済制度を求める  
請願 2 採 択
- 宝殿駅バリアフリー化の早期実現を求める請願 採 択
- JR宝殿駅バリアフリー化を早期に実現する請願 採 択
- JR宝殿駅のバリアフリー化を早期に実現させる陳情  
採 択
- 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める陳情書 採 択
- 「公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書」提出に関する陳情 不採択
- セブンイレブン金ヶ田町店に於ける中型・大型車の乗り入れの禁止を願う陳情書 継 続

# 代表質問

市長の施政方針に対する代表質問は、高砂市議会では一派40分となっております。

紙面では一部しかお伝えすることができません。より詳しい内容をお知りになりたい方は市立図書館や各公民館に備えられている「兵庫県高砂市議会定例会会議録」に質問と答弁のすべてが収められていますのでご利用下さい。なお、インターネットからも会議録の閲覧検索ができます。(3月定例会の会議録は6月にできあがります。)

<http://www.city.takasago.hyogo.jp>

## 市長の8年間の市政運営総括について ほか

政友会 生嶋 洋一

### 市民病院経営について

**問** 市民の命と健康を守る観点として、医師の充実、医療機器の充実など、さらなる市民の期待に応える市民病院として、病院経営の健全化をすべきではないか。

**答** 市民の健康と命を守る観点と認識しているが効率的な経営という側面も大事にしながら市民の信頼を得るよう努めたい。

### 国民保護計画について

**問** 国民保護計画についての国と地方自治体、市民との関りについてどのように考えているか。

**答** 国民保護法は国民の生命財産を保護するため、国や地方自治体の役割を定めた法律である。国民保護計画策定にあたっては市民の理解を深めるとともにパブリックコメント等、意見の集約を図りたい。

### 市政運営に当たってきた総括を、あなた自身どのように受け止めておられるのか。また、さらなる高砂市の発展のため、今年9月3日に告示される市長選に出馬し、市政運営に当たってはいかがでしょうか、その態度を明らかにし、抱負と政策を明確に示して下さい。

**答** 公正公平を基本姿勢に掲げ、開かれた市政運営、未来を見据えた計画づくり、暮らしの調和の三つの信条で今日まで進めてきた。2期目は赤字再建団体への転落回避のため取り組んできた。目標はほぼ達成できたものの依然として非常に厳しい状況にある。多くの懸案事項の解決が必要であり引き続き市政を担わせていただきたい。

**問** 高砂市みなとまちづくり構想について、高砂市の将来のまちづくりの関りは。

**答** みなとまちづくり構想を実現させることは将来の高砂市の発展に必ず資するものと認識し、重点施策の一つと考える。

**問** 市民サービスコーナーについて、市民ニーズに合わせ地域活動の拠点として再検討をしてみる必要があるのではないか。

**答** 市民サービスコーナーの施設そのものが一番身近な施設として認知されていることから、より幅広い活用の方策がないか検討時間をいただきました。

**問** 行政改革、さらなる改革とは。

**答** 最悪の事態は脱却できたと判断するが、高砂市の飛躍を求めため、行政改革を進めていかなければならぬのではないか、さらなる改

### 市長の施政方針について

**問** 行政改革、さらなる改革とは。

**答** 最悪の事態は脱却できたと判断するが、高砂市の飛躍を求めため、行政改革を進めていかなければならぬのではないか、さらなる改

進めていかなければならぬのではないか、さらなる改

### JR宝殿駅バリアフリー化対策について

**問** 加古川市と調整し、交通バリアフリー化法による補助事業として早期実現に向け、諸経費を計上すべきではないか。また、JR曾根駅についてもバリアフリー化の早期実現に向け努力すべきではないか。

**答** JR各駅、曾根駅宝殿駅周辺について、それぞれ協議会などを通じて整備を進めてきた。平成19年度以降の早い時期の事業着手に向け、鋭意努力したい。

# 市長の施政方針について ほか

民主クラブ 船田 昭信

# 国民避難計画より自然災害救済を ほか

新社会 宮本 幸弘

◆民主クラブを代表し、提言も含めて質問をしたい。

**問** 行政改革については、行政が仕事の仕方を工夫する部分と、行政サービスの質や量を変える部分とに整理をして、市民に説明すべきではないか。

**答** 行政として工夫、努力すべき部分、市民の理解と協力が必要な部分は今後の行政改革を進める観点の一つと認識している。どちらの手法であっても説明責任を果たすのは市の責務と考える。

**問** 高砂市の市政運営で必要なもの、「不当要求は許さない」「暴力に屈しない」という毅然とした姿勢であり、職員のモラルを高めるためにも、これに対応できる組織を作るべきだ。

**答** ご指摘のとおりと考える。そのためには職員個々の意識改革が必要であり、より充実した研修を行い、職員個々を孤立させることなく、毅然とした組織対応に努めたい。

**問** 安心を実感できるまちづくりをすすめるために、地域力を高める活動に携わっている地域交通安全活動推進員等を含めて、活動実態を報告しあえる機会を作ってはどうか。

**答** 多様な組織や団体の連携とネットワーク化をはかることが必要と考える。すでに生活安全推進連絡協議会を設置し、情報交換しながら安全安心のまちづくりに取り組んでいるが、今後とも多様な主体による活動をつなぎ、支えあう仕組みづくりを支援していきたい。

**問** 高砂みなどまちづくり構想を実現するためには、県主導ではなく、高砂市としての明確な見解を示し、主体性をもった取り組みにすべきである。

**答** また、PCB含有浚渫固化汚泥処理については、他の場所に移すことを前提にすれば、解決の道は狭められる。幅広い視点を持つべきだ。

**問** 高砂西港は県が管理する港湾で、県が事業を行う場合は市として考えを取りまじめ、県と連携していくことが重要と考えている。今後とも県市連携を強化し臨海部の活性化と市民生活向上を目指したい。

**答** 浚渫汚泥については仮置きであると明言しているが、市民の安全を第一とし、安全の確保を県市事業者で行いながら次の対応策を考えていきたい。

**問** 申義堂は学びあいのまち高砂を目指して、カネカ

からの寄付金を財源に復元建築する事になっているが、具体的な時期も含め、明確にすべきだ。

**答** 平成18年度以降のできるだけ早い時期に着工したいと考えている。

**問** JR宝殿駅のバリアフリー化については、高砂市は市民の事を考えていないのかの如き新聞報道もあり、市民も不安に感じている。市長の考え方の真意はどこにあるのか。

**答** 宝殿駅のバリアフリー化は前段JR曾根駅関係の整理を議会ともさせていたただいた中で平成19年度以降の早い時期に事業着手できるように加古川市とも十分すり合わせながら進めたい。

**問** 高砂市はこの三年間、財政再建団体にならないように頑張ってきた。市民や職員に対し、ねぎらいの言葉が必要ではないか。

**答** 第3次行政改革はほぼ達成できる見込みである。市民の皆さんには多大なご負担をかけているが、推進をさせていたただいていることを厚く御礼申し上げる。市民の皆さんのご理解と協力、職員の協力を、議会の皆さんのご理解を得て進めさせていただいたこと、改めて御礼申し上げたい。

**問** 国民避難計画は戦争を想定した市民への協力強要である。戦争より自然災害の救援対策や防護対策の計画を優先し市民の安全を守るべきである。

**答** 国民保護法に基づく保護計画策定は法定受託事務であり、住民の生命、身体、財産を守ることは地方自治体の課題と認識し、計画を定め、避難要領等を策定する必要があると考える。

**問** 人件費削減を柱とした財政再建方針は人材育成、勤労意欲、総合応援体制の崩壊につながる危険性がある。財政確立は大胆な制度改革や新たな高砂ルールを作り一体的なものとして取り組むべきである。

**答** 議員から具体的なご指摘があったが検討事項としていた。新たな財源確保に知恵を出せ

**問** 支出抑制と共に財源確保をすべきで、その一つとして公的施設への広告掲示に

より施設維持保守費を負担させる方式が採用され、学校フェンスや校舎壁面、横断歩道、道路照明や街灯、マンホール蓋等が対象に全国的に実施されているが、高砂版検討はどうか。

**答** 既に広告手数料を修繕費との相殺や修理費の一部にしている自治体が存在していることは知っており、強い関心を持っているがかなりの調査研究を行い、市民が十二分に納得することが必要と考えており、しばらく時間をいただきたい。

**問** 入札は競争原理がはたらき低落札金額となるよう制度改革し、当日参加方式や年間参加規制、貢献度評価等の新規ルールを確立してはどうか。

**答** 入札制度について郵便入札制度の見直しなど現在行っているが、公平公正な入札制度の改善に取り組みたい。

**問** 市役所の規模はこれで良いのか

**問** 人件費抑制や退職勧奨で若年退職が増加、一方で市民ニーズにより業務量は増加、安定した業務執行体制を確保すべきだ。毎年一定の要員を採用し年齢構成の平準化と技術層防止で要員の規模を確保すべきである。特に病院、消防等はその特徴的個所である。

**答** 今回、定員適正化計画を提出しているが平成22年までの数値目標を定めたもの。今後の業務の状況を勘案しながら検討していきたい。今後の職員採用はできるだけ毎年一定の採用を心がけたい。

**問** 学校建設や施設耐震工事、児童見守り事業、アスベスト対策や市民健康対策等その事業計画の順位決定は何が基準なのか。事業の主干部局はどこか。又、市民要望となつた状況把握もできているのか。

**答** 阿弥陀小学校移転改築が最優先としている。次に継続的な事業や法の規定による事業、市民の安全安心の確保を図る事業を優先すべきと考える。

**問** 懸案事項の事業化は誰が、何を基準に優先決定しているのか

**答** 懸案事項の事業化は誰が、何を基準に優先決定しているのか

# 市長の市政方針や今後の諸課題について

公明党 橋本 芳和

市長の2期目3年半の総括と今後の方針について

**問** 初当選の時、掲げた目標や理想に対して現時点での思いは、そしてイメージとして今後どのような市に持って行きたいのか。

**答** 参画と協働に重点を置き、公助、互助、自助を施策の中で生かしていきたい。

**問** 第3次行財政改革集中期間の成果と今後の課題について。

**答** この3年間は赤字再建団体に転落してはならないとの思いで進めてきた。さらなる発展をとげるため平成21年度末までさらなる改革として進めたい。

**問** 職員の不祥事を二度と起こさないためにどう取り組むのか。市長のトータル的なポリシーはいまどこにあるのか。

**答** 二度とそのような不祥事が起こらないような体制、組織づくりに努力する。

**問** 不審者および防犯に関する情報を携帯電話メールに配信する施策についてどう取り組むか。

**答** 防犯協会が配信しているが、犯罪の未然防止に役立てるとともに安心して生活

**問** 新年度予算について安心を実感できるまちづくりに向けた取り組みについて

**答** 不審者および防犯に関する情報を携帯電話メールに配信する施策についてどう取り組むか。

**問** 防犯協会が配信しているが、犯罪の未然防止に役立てるとともに安心して生活

**答** 防犯協会が配信しているが、犯罪の未然防止に役立てるとともに安心して生活

できる高砂を目指したい。小学校区安全マップ充実について。

**問** 各小学校区でPTAに作成いただいた。他では目につくにくいところも表示されていると考える。今後ともご意見を聞く場を設けて対応していきたい。

**答** 新たに設置される不審者進入に対する防護用品の実施訓練を提案する。

**問** 洪水ハザードマップの作成に、津波対策も反映すべき。

**答** 市民に安心していただけるマップの作成をしたい。

**問** 子どもを産み育てやすい社会づくりに向けて

**答** 子育て支援センターの取り組みについて。

**問** 気軽に利用でき、情報交換と交流がしやすい施設として運営したい。

**答** ファミリーサポートセンターの取り組みについて。

**問** 平成18年度に開設の準備を行い平成19年度に発足したい。

**答** 児童手当の支給年齢の引き上げや所得制限の緩和と出産一時金の額の引き上げについて市民にどのように周知するのか。

**問** 児童手当の支給年齢の引き上げや所得制限の緩和と出産一時金の額の引き上げについて市民にどのように周知するのか。

**答** チラシ配布、広報誌掲載、新対象家庭に請求用紙配

布など請求もれないように周知したい。

**問** 暮らしの安全について

**答** 地域福祉計画とサービスクーナーの位置付けについて。

**問** サービスクーナーの今後の役割については検討中。地域包括支援センターの目的と役割は。

**答** 高齢者の生活を総合的に支える拠点で全市町村に設置することになっている。高砂工業公園の現状と今後の課題について。

**問** 平成18年3月現在で契約率36%であり、現在残り全区域が交渉の対象になっている。

**答** 「まちづくり交付金」を活用してJR宝殿駅のバリアフリー化をできるだけ早期に着手する。

**問** JR曾根駅の場合まちづくり交付金の活用が可能と考えるが事業化の目処があった段階で検討する。

**答** ボランティアの方々への顕彰と市民への認識を高めるためどうするのか。

**問** ボランティアの方々への顕彰と市民への認識を高めるためどうするのか。

**答** より多くの市民がボランティアとして参加いただけるよう努める。

**問** より多くの市民がボランティアとして参加いただけるよう努める。

**答** より多くの市民がボランティアとして参加いただけるよう努める。

# 田村市政の反省と総括について ほか

政和会 入江 正人

**問** 基本計画の見直しについて、2001年度に策定された第3次高砂市総合計画の基本計画は、昨年度中に見直し、今年度から新しい計画を市民に公表しなければならなかったはずではないか。

**答** 行政改革のため新たな事業への取り組みを抑制しているが、新たな法律の施行、制度改正、社会環境の変化を受け、基本計画と施策の方向性が乖離しているかどうかについて平成18年度に検証を行い、基本計画見直しの必要性を判断したい。

**問** 財政問題について、以下の項目について平成17年度の結果と平成22年度の目標値を示せ。

**答** i 財政調整基金積立額 ii 経常収支比率の改善 iii 人件費の削減 iv 公債費比率 (実質公債費比率で)

**問** 「2007年問題」について団塊の世代の退職にともない、職員の年代間で、いびつな人員構成が問題となる。PCB固化汚泥の処理をめぐって、国・県・関係企業にどのような協議を行ってきたのか。

**答** 現在20代と40代前半の職員層が手薄になっているが20代の職員は採用年齢引き上げで解消できると考える。40代前半については任用替えである程度解消できると考える。

**問** 医師の確保について、各科ごとの計画を人数も含めて示せ。

**答** 医師の安定的な確保が病院運営に不可欠であるため、今後とも大学を中心にあらゆる方面に働きかけ、医師の確保に取り組みたい。

**問** 経営健全化を図るための方向性は。

**答** 地域医療機関との連携強化をはかり、また診療体制を充実させ病院経営健全化を進めたい。

**問** 「高砂みなとまちづくり構想」の推進にあたり、PCB固化汚泥の処理をめぐって、国・県・関係企業にどのような協議を行ってきたのか。

**答** 兵庫県ポリ塩化ビフェニール廃棄物処理計画策定にあたりPCB処理行政連絡会、PCB廃棄物処理推進検討委員会が設置され検討、協議が行われてきた。今後、市、議会、事業者、各種団体、国、県が一体になって検討協議できる場、機会を積極的につくっていきたい。

**問** 高砂市民病院の経営改善について

**答** 高砂市民病院の経営改善について

### 現市政を批判し、「もう一つの高砂」を提言します

いぎぎとウーウ 井奥 雅樹

#### 田村市政への批判

**問** 市長に理念がない／都市化する高砂市に対応できていない／国の動き、経済の動きを先読みする知恵がないと感じる。市長の理念は。

規模の20%を目途とする財政調整基金の積み立てにも意を用いたい。

**答** 理念を一言でということだが、高砂の再生、高砂の再構築をするために頑張っていきたいと考えている。

#### 各論提言2 子ども施策

**問** 子ども施策を一番におくべき。子どもの安全のためには「交通指導員」制度導入を。

30代を中心とした若者の働き方を考えるべき。正規職員採用は35歳まで引き上げを。任期付採用などで年齢制限のない採用を。

#### 各論提言4 格差是正／雇用政策について

**問** 多重滞納者の名簿すら作れない現在の運用は問題。そして、市民参加の究極である「市民事業の育成」をてがける必要がある。特に窓口の市民活動推進課に仕事が集まらずに窓口の整理の考え方は。

経営不良団体では「借金のできない時代」になっている。健全化に向けて基金の積み増しを。また学校耐震などの必要な事業を入れた正確な中期財政計画を。

議員のご意見を十分認識し、生かせるものは生かしていきたい。

**問** 生活保護以下の働き方となつている非正規雇用問題を公務員も考えるべき。具体的には正規職員の実質賃下げも含めて働き方のモデルになるべき。市長は歓楽街からタクシーチケットで帰ってくるような生き方ではなく民間の人たちの視点に立つべき。

市としてどう具体的に取り組み組んでいくか非常に難解な問題もあるが、市としてとれる体制を構築していきたい。

まず第一に第二期田村市政とは何だったのか。第二に現在おかれている高砂市の現状をどう考えるのか。第三に今後の高砂市をどう導こうとされているのか、以上三点について簡単明瞭にお答えいただきたい。

**問** 第二期田村市政とは行政改革と財政再建だったと考える。行政改革においては一定の成果があったが依然として厳しい状況にあることから、平成21年度までさらなる改革に取り組み、1日も早く財政再建をなすとげ、市民福祉の充実と懸案事項の早期実現に取り組みたい。

次に、前年度の決算審査内容が新年度予算にどのようにつながっているのか、ご説明いただきたい。

平成17年4月1日から新たな組織執行体制をスタートさせた。市民の皆様が新組織に戸惑わないように職員が交代で担当課への案内を実施した。このようなサービスを通じて新たな組織が定着していくと考える。

**問** 定員適正化計画に関連して、予想以上の退職者が生じており、しかも勤続年数を余しての早期退職者がかなりにのぼっているようだが、その原因や意味をお伺いしたい。また、退職すれば市役所とは別組織の人間となるため、機密保護の点からも在職中の事務引継が絶対に必要だが、現在のようにならざるを得ないから、人事異動発令では万全の引継は無理であり、異動の発令時期を配慮すべきではないか。

勧奨退職者の人数は予想できず、原因も一概には言えない。また公務員を取り巻く環境は厳しいものになっており熟慮の結果と考える。

◆「意識過剰」という言葉があるが、田村市長の場合は「無意識過剰」とでも言うのか、配慮を欠いたり、不用意な言動で疑惑や反感を買うマイナスイ面があるように思う。立場は違っても高砂市のためを思う気持ちには変わりはないはずなので、市長が意見は意見として謙虚に受け止め、歩み寄りの姿勢を示すことから円滑な市政運営が開けると確信している。

### 市長の施政方針について

市民クラブ 岡本 勝弘

**問** 害、是正を要する点などをお答え願いたい。

組織を活性化させ、やりがいのある職場にするのも私の責務と認識している。異動時の引継は1週間程度で行うのが望ましいと考えており、3月末ぎりぎりになるまでに発令するほうがよりスムーズな引継ができるかと考える。

**問** 決算委員会の指摘にとどまらず、各協議での指摘事項を取りまとめ、庁内で調整のうえ、現状を総合的に勘案し、適切に対処している。

また、施行から一年を迎える機構改革の効果と弊

**問** また、施行から一年を迎える機構改革の効果と弊

また、施行から一年を迎える機構改革の効果と弊

**問** また、施行から一年を迎える機構改革の効果と弊

また、施行から一年を迎える機構改革の効果と弊

**問** また、施行から一年を迎える機構改革の効果と弊

また、施行から一年を迎える機構改革の効果と弊

**問** また、施行から一年を迎える機構改革の効果と弊

また、施行から一年を迎える機構改革の効果と弊

**問** また、施行から一年を迎える機構改革の効果と弊

また、施行から一年を迎える機構改革の効果と弊

**問** また、施行から一年を迎える機構改革の効果と弊

また、施行から一年を迎える機構改革の効果と弊

**問** また、施行から一年を迎える機構改革の効果と弊

また、施行から一年を迎える機構改革の効果と弊

**問** また、施行から一年を迎える機構改革の効果と弊

また、施行から一年を迎える機構改革の効果と弊

**問** また、施行から一年を迎える機構改革の効果と弊

また、施行から一年を迎える機構改革の効果と弊

**問** また、施行から一年を迎える機構改革の効果と弊

また、施行から一年を迎える機構改革の効果と弊

**問** また、施行から一年を迎える機構改革の効果と弊

また、施行から一年を迎える機構改革の効果と弊

**問** また、施行から一年を迎える機構改革の効果と弊

また、施行から一年を迎える機構改革の効果と弊

## 議会からのお知らせ

### ■傍聴の手続きについて

高砂市議会の本会議・全員協議会、各委員会は、だれでも自由に傍聴することができます。  
平成18年4月1日から傍聴の手続きを変更いたしました。

#### (本会議・全員協議会の場合)

会議の当日、議場傍聴席の入口で傍聴人受付票に必要事項を記入し、受付箱に投入していただきます。なお、傍聴希望者が多数の場合は、傍聴席への入場を制限する場合があります。

#### (委員会の場合)

会議の当日、委員会室の入口で傍聴人受付票に必要事項を記入し、受付箱に投入していただきます。(途中入場も可能)なお、傍聴希望者が多数の場合や委員会運営上の必要により、委員会室への入場を制限する場合があります。

### ■常任委員会の名称及び所管事項の変更について

平成18年9月の高砂市議会議員選挙から議員定数を現行の28人から24人に変更します。  
このことから常任委員会を現在の4委員会から9月以降3委員会に改編します。

現 行		9 月 以 降	
委員会名	所 管 事 項	委員会名	所 管 事 項
総 務 常任委員会	企画総務部、行財政改革推進室、財務部、消防本部、監査委員、公平委員会、選挙管理委員会、会計室、工事検査室及び市議会の所管に関する事項並びに他の所管に属さない事項	総 務 常任委員会	企画総務部、行財政改革推進室、財務部、消防本部、監査委員、公平委員会、選挙管理委員会、会計室、工事検査室及び市議会の所管に関する事項並びに他の所管に属さない事項
市民生活 常任委員会	健康市民部、生活環境部、農業委員会及び市民病院の所管に関する事項	文 教 厚 生 常任委員会	健康市民部、福祉部、教育委員会及び市民病院の所管に関する事項
建設水道 常任委員会	まちづくり部、下水道部及び水道事業所の所管に関する事項	建 設 経 済 常任委員会	生活環境部、まちづくり部、下水道部、水道事業所及び農業委員会の所管に関する事項
福祉教育 常任委員会	福祉部及び教育委員会の所管に関する事項		

### ■高砂市議会の平成18年度の新規施策について

#### ・高砂市議会本会議記録の公開

これまで高砂市議会の会議記録は冊子の形で図書館や各公民館に配置して、市民の皆様にご覧いただきましたが、今回高砂市のホームページ上で、本会議記録の検索システムを導入しました。これは平成12年3月定例会以降の本会議記録について、様々なキーワードから検索できるというもので、これまでよりも簡単に審議の状況を確認いただけます。

#### ・高砂市議会本会議映像の提供

今年度より高砂市議会本会議等を録画いたします。

映像記録の交付を希望される方は、複写のためのVHSテープまたはDVD-Rのディスクと申請書を添えて議会事務局まで申し出てください。申請後約10日程度でお渡しできます。

ただし、本会議等の会期中は複写などの作業ができないため、会期中の申請は、閉会日の翌日に申請されたものとして処理いたします。

なお、正式な記録が必要な場合は会議録をご覧ください。



## 寄付の禁止等に関する申し合わせ

高砂市議会は、議会権威の高揚を図り、もって市民の信頼と負託に応えるため、寄付の禁止等について次のとおり申し合わせを行う。

- 1 議員は、改正公職選挙法の精神に基づき、清潔な議員活動の一層の徹底を図るため下記事項を遵守する。
  - (1) 各種団体等が行う会合等各種行事に対するお祝い、寸志、粗品、記念品、賛助金等の提供は行わない。ただし、議員の出席に伴う実費相当額の負担はこの限りではない。
  - (2) 冠婚葬祭等各種慶弔行事に対する祝儀、香典、楮、供花、花輪、供物、盛物等の提供は行わない。ただし、議員の出席に伴う実費相当額の負担はこの限りではない。
  - (3) 虚礼にわたる年賀状、暑中見舞状などによる時候のあいさつは行わない。ただし、答礼のための自筆によるものをのぞく。
  - (4) 新聞、雑誌等への年賀・暑中見舞広告、賛助広告等及びこれに類するポスター等の掲示は行わない。
  - (5) 各種行事及び慶弔等にかかる電報及び電子郵便、メッセージ等は送らない。ただし、政党、団体名は除く。
- 2 前項各号の事項は議員後援会及び関係団体の名において行う場合も同様とする。
- 3 本申し合わせの実効を期するため、積極的な広報活動を行い、市民の理解と協力を求める。
- 4 本申し合わせの実施の状況及び申し合わせの趣旨に反する行為について、議長は会派代表者会議で必要に応じ報告を聴取するとともに、協議の上必要な措置を講ずる。

平成2年2月8日

高砂市議会

## 請願・陳情について

市民の要望や意見を市政に反映するために、市議会に請願書、陳情書を提出することができます。

### ○請願書を提出するとき

請願人の住所、氏名を記載するほか、その請願書を紹介する一人以上の市議会議員の署名又は記名押印が必要です。

### ○陳情書を提出するとき

陳情書には紹介議員の必要はありません。請願書の書き方に準じて「請願」を陳情にかえて提出してください。

○○○に関する請願書 (例)

紹介議員 (氏名) 

請願の趣旨 \_\_\_\_\_

請願の理由 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

平成 年 月 日

高砂市議会議長 様

請願者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 

(団体名 代表者 \_\_\_\_\_ 

※請願及び陳情は随時受付します。詳しいことは議会事務局 (TEL443-9051) までお問い合わせ下さい。

## ■平成16年度決算認定について

- |                                |     |
|--------------------------------|-----|
| ・平成16年度高砂市一般会計歳入歳出決算認定         | 不認定 |
| ・平成16年度高砂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定 | 不認定 |
| ・平成16年度高砂市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定    | 認定  |
| ・平成16年度高砂市老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算認定 | 認定  |
| ・平成16年度高砂市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定   | 認定  |
| ・平成16年度高砂市水道事業会計決算認定           | 認定  |
| ・平成16年度高砂市工業用水道事業会計決算認定        | 認定  |
| ・平成16年度高砂市病院事業会計決算認定           | 認定  |

平成18年3月30日

高砂市議会議長

加古 秋晴 様

高砂市議会決算特別委員会

委員長 井 奥 雅 樹

## 決算特別委員会審査報告書(抜粋)

### 経 過

平成16年度の各会計決算審査については、平成17年9月30日に付託を受け、以降、部局ごとに精力的に審査を行い、その中で次年度の予算や業務に生かして頂きたく12月定例会、3月定例会初日に中間報告をさせて頂きました。そして、議会全体の意思を受け、年度内での審査終了を目指して、3月に日程を追加して全審査を終了いたしました。

最終日には全体的観点から市長、助役に出席を要求し、総括的に答弁を求めました。

そこで長時間の審査を費やし紛糾したタクシーチケット問題について、最終的意見を出し合いました。「やむなく市長の答弁で理解した。」とする4人の意見と「当局からの資料も提供されておらず、全容が解明されていない。」とする2人の意見に分かれた。

以上の経緯をもって委員会として調査は終了した。

その後、採決に移り、

高議第71号 平成16年度高砂市一般会計歳入歳出決算認定について

高議第72号 平成16年度高砂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については

○税・料の公金横領、市営住宅の修繕費の未払い、市営住宅の不正入居等にて全会一致で不認定にすべきものと決定。

高議第78号 平成16年度高砂市病院事業会計決算認定については

○麻酔医の消防への派遣について、手続き等の不備、給与は派遣先の一般会計からの支出すべきものが病院会計から支出されている等の理由により、不認定にすべきものとの意見もあったが、賛成多数で認定すべきものと決定。

その他の会計につきましては、全会一致で認定すべきものと決定いたしております。

### 意 見

今回の決算委員会は付託時に「税・国民健康保険料の公金横領」「市営住宅の修繕費未払い」問題が判明していた。そして、審査中にも職員が2名逮捕されるなど例年になく異常な年であった。これらの事件は平成16年度中にも行われていることから、特に公金の管理体制を集中して審査を行うとともに、その他にも、滞納問題、時間外業務関係、職員の服務関係、委託費関係についても全庁的にテーマを設定して資料を要求して審査を行った。

高砂市は財政的に危機的な状況に陥り、財政非常事態宣言とも言える「行政改革」を平成15年度より3年間実施しており、特にこの平成16年度はその中間年にあたる重要な年であった。しかし、審査で判明したのは職員の各部局における問題意識の無さである。特に各部局にまたがる大きなテーマに関しては解決能力が欠けている事態が判明した。

「タテ割」という言葉がまさしくふさわしいほど、各部局は自分の仕事にこもり、総合的な統括能力が欠けている組織であるという状況である。

例えば、議会での指摘はそうした中、市民の代表として市民の視点から「タテ割」組織をテーマごとに切って指摘する貴重なもののはずである。当委員会でも「15年度決算時の指摘」「16年度予算時の指摘」「16年度議会中の指摘」と3つの視点から審査したが、そもそも指摘自体を正確に資料化しておらず、そのずさんさにはあきれられるばかりであった。

行政の仕事は「国県の指導や法律」と「市民の要望や発生する課題」とにはさまれ、大変な仕事である。しかし、逆に「国や県の言うまま」「前の仕事のまま」ならばこれほど簡単な仕事ではないかと思われる。

特に幹部においては、「仕事は何のために行うのか」「どうしたら市民の要望にこたえられるのか」「新しく発生した課題にどう向き合うのか」という視点を求めたい。つまり、受身の行政から、自ら働きか

けるという能動的な行政へ転換をすべきである。

また、公平公正を求められる幹部として、市民に恥じない公金の執行を常に求めて頂きたい。

16年度に発生し、不認定の要因となった公金横領は、確かに職員の資質が第一であろうとは思われるが、その背景には公金の執行に鈍感になっている職場風土が見られる。

特にトップである市長の姿勢が問われているタクシーチケット問題は、魚町や塩町など歓楽街からの帰宅に使われたことが判明した。

タクシーチケットの使用に関しては、公用での使用と答弁されているが、内容を明らかにしておらず、これは最低でも「グレーゾーン」とも言えるものである。小さな問題だが、こうした問題一つをとっても、公金支出のあり方、説明責任の取り方に大きな課題を残している。

行政改革は平成17年度に最終年度を迎えるが、引き続き「さらなる改革」として厳しい運営が強いられる。新規事業が適切かどうか、公平公正な市政運営がされているかどうか、市民に恥じない運営となっているかどうか。再度、検証されたい。

この度の採決において、全会一致で一般会計が不認定になったことの重みを十分に受け止め、全職員が一丸となり、誠意ある行政執行を努めることを強く要望する。

## 指摘事項

### 【特記事項】

- 定例会における各議員からの指摘事項のフォローアップが十分になされていない。  
各部長が指摘に対する認識を十分に統一し、同じ見識で対応願いたい。
- 滞納整理について、多重滞納者の名寄せを行い対応できないのか。他市の状況、県とも協議し、高砂市税・料等滞納整理対策会議で早急に検討されたい。また、滞納が多くなるなかで、延滞金を取るべき施策が必要ではないかについても検討されたい。
- 自己研修という名目で職員全員に6日間の休暇を与えている。しかし、報告書などは提出されず、実質的に単なる休暇となっている。また近年増加しているが日数や運用を見直すべきである。
- タクシーチケットは、公用目的に関わらず、一部で疑惑のある使用方法があった。今後は執行にあたって厳格に行い、公開に耐えうるものとするを委員全員が一致して求める。
- 本庁勤務にもかかわらず、席をたびたび離れ、勤務時間中の居場所さえ不明の職員を2年間も放置した。無断欠席も多く、出勤簿にまとめてハンコを押すなどの信じられない実態も明らかになった。本人は当然として、監督者の責任を明確にして処分を行うべきである。
- 年収1200万円以上の麻酔医師を不十分な形で消防署に派遣し、病院と消防に大きな損失を出している。答弁で「三分の一の勤務」という比喩のように、勤務状況が悪いにもかかわらず、改善がされていない。
- 警察からの出向に関して、16年度に交渉を行っている。その中で「市以上の調整手当」「管理職の時間外手当」という高砂市にない概念で本給へ上乘せして反映させている。勤務実態にあわせ、18年度より改善を求める。
- 清掃委託業務について、市の施設、また、施設利用振興財団の施設の多くを1社が高率で落札している。また、委託費総数で1社が全市で1億円を超える受注となっている。現在の委託の入札は予定価格の事後公表、指名入札等は建設関係と比べて古い入札制度となっている。参加業者の拡大、郵便入札や予定価格の事前公表など、建設関係の入札、契約方法も参考にして、透明で公平な入札をすべきであると指摘する。
- 時間外勤務については管理職が命令し行うものである。しかし、形式的に書類で事後処理されている。時間外勤務の執行にあたっては、課の業務量、担当者の業務処理能力を把握する上で重要であり、また、分析することによって、適正な定員を把握できるものである。よって時間外勤務については、それらのことを加味し、命令を具体的に記入するとともに、現在の様式の変更も検討し、実施されたい。

このほか一般会計で61項目、特別会計4項目、企業会計9項目を指摘した。

## 出資法及び貸金業規制法の改正を求める意見書

個人の破産申立件数は、平成14年に20万人に達して以降、15年は24万人、16年は21万人と高水準のまま推移している。リストラや倒産による失業や収入減などのため、消費者金融、クレジット、商工ローン等で多額の債務を負い、返済不能に陥った多重債務者や中小零細事業者が破産者の中心であり、ホームレスや家庭崩壊、自殺、犯罪など、深刻な社会問題を引き起こしている。

こうした破産者や多重債務者を生み出す最も大きな原因は異常な高金利である。

現在、公定歩合が年0.1%、銀行の貸出金利が年2%以下という超低金利の状況であるにもかかわらず、「出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」(以下「出資法」という)では29.2%を超える利息の徴収に対して刑事罰の対象としているため、利息制限法の制限金利15~20%を上回り、出資法の刑事罰の対象とはならない29.2%までのグレーゾーンとなる高金利で多くの貸金業者が貸し付けを行っており、債務者が本来支払う必要のない利息を支払うことにより破産や多重債務に陥っている。

また、「貸金業の規制等に関する法律」(以下「貸金業規制法」という)のみなし弁済規定は、一定の要件を満たした場合には利息制限法の制限金利を超える利息の支払いについても債務の返済とみなすとするものであるが、実態として貸金業者の高金利での貸し付けを助長することとなっており、本規定の適用に厳格な最高裁判決が相次いで示されている。

さらに、出資法の特例規定により年54.75%という高金利を適用することが許されている日賦貸金業者(日掛け金融)については、悪質な貸し付け・取り立ての温床となり、その被害が発生しているところであり、また、同様の特例が認められている電話担保金融についても、実質的には電話加入権の財産的価値が失われており、もはや特例を認める必要性はなくなっている。

よって政府においては、市民生活の安定を実現するため、出資法の上限金利を利息制限法の制限金利まで引き下げるとともに、貸金業規制法のみなし弁済規定及び出資法における日賦貸金業者や電話担保金融に対する特例を廃止することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2006年(平成18年)3月30日

高砂市議会

## 人 事

教育委員会委員を任命するにつき同意いたしました。

高砂市伊保崎南9番8号

山名克典

固定資産評価審査委員会委員を選任するにつき同意いたしました。

高砂市伊保東1丁目10番11号

中野健藏

高砂市米田町米田1026番地の3

森田信夫

## 本会議・委員会はどなたでも傍聴できます。

本会議は市役所内のモニターテレビの中継や、市立図書館及び公民館に備えつけの会議録などで内容を知っていただくことができます。

次の定例会は6月に開会の予定ですので、日程その他詳しいことは443-9051(議会事務局)までお問合せください。